平成 31 年 1 月 1 日
国住指第３２０７号

各都道府県知事　殿

国土交通省住宅局長

平成 25 年国土交通省告示第 1057 号第3号の規定に基づき国土交通大臣が認める者について
（技術的助言）

平成 25 年国土交通省告示第 1057 号第３号の規定に基づき、同告示第１号及び第２号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者について、別添のとおり認定したので、通知する。

また、貴職におかれては、貴管内市町村に対してもこの旨周知方お願いする。

（別添）

国住指第３２０５号

認定書

平成 31 年１月１日

国土交通大臣　石井　啓一

平成 25 年国土交通省告示第 1057 号第３号の規定に基づき、組積造の塀の耐震診断については、平成 31 年１月１日付け国住指第 3105 号において国土交通大臣が平成 18 年国土交通省告示第 184 号別添（建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項。以下「指針」という。）第１本文ただし書の規定に基づき認定した「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」に定める耐震診断基準に関し、一般財団法人日本建築防災協会が実施する「既存ブロック塀等の耐震診断に関する講習」を修了した一級建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第二項に規定する一級建築士をいう。）、二級建築士（同法第二条第三項に規定する二級建築士をいう。）、木造建築士（同法第二条第四項に規定する木造建築士をいう。）（国土交通大臣が定める要件を満たす者に限る。）、又はブロック塀診断士（公益社団法人日本エクステリア建設業協会のブロック塀診断士をいう）を、同告示第１号及び第２号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認める。